

平成29年度第3回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 平成30年1月23日(火) 13:30~15:00
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
県庁北館2階 第1会議室
- 3 出席委員 井上委員, 井本委員, 岡本委員, 小田委員, 金子委員, 上川委員, 衣笠委員,
草道委員, 國生委員, 後藤委員, 関川委員, 寺尾委員, 西村委員, 林委員,
平石委員, 山崎委員, 渡邊委員
- 4 議 題 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の計画案について
計画案に関するパブリックコメントについて
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ
TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 議題の「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の計画案について」, 資料番号
1-1, 1-2, 1-3により事務局から説明。

【主な意見】

会 長： 総論の3ページに広島県障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という,)について記載があり, 本協議会の広島県障害者施策推進協議会(以下「施策推進協議会」という。)との関係が書いてある。資料1-1でいうと, 1ページの「4計画の作成方針等」の(2)に書いてあるが, これを読んでも, いま一つ両者の関係が分かりにくい。

資料1-1の4の(2)でいうと, 「本協議会(施策推進協議会)に進捗状況等を報告し, 点検評価を受け, 必要に応じて内容を見直す。」とある。また, 「この計画の推進に関わる具体的な課題について, 自立支援協議会に意見を求める。」とある。となると, 自立支援協議会で出た具体的な意見, 課題をこの施策推進協議会の委員の方がどのように共有するのか。

今回の両協議会の運営に当たっては, ぜひ, それぞれの協議会での協議に関する情報等, お互いの委員がどこまで共有してこの計画に活用していくのか, 示していただきたい。

県の会議では, ほとんどの会議録がホームページに掲載されるので, それを見れば分かるが, 短期間の間に両者の会議が重なった場合は, ほとんど情報が入らない。その辺りの情報共有, 連携をうまくすれば, より良い計画となると思う。

今回の特徴は, 第1期広島県障害児福祉計画が加わったので, その為に, 発達障害や医療的ケアが新たに加わったことが, 一番の特徴であると思われる。

資料1-1の「5成果目標」において, 新たに発達障害医療機関ネットワークの構築を目標に加えて7圏域で整備するとあるが, このネットワークについて, 県はどのようなものを考えているのか。かかりつけ医と専門医を結ぶものという意味で連携パスのようなものを考えているのか, あるいは, メーリングリスト等ネットを組んで情報を共有化することをイメージしているのか。また, 7圏域ごとに整備するのか, 7圏域を結びつけるのか。

事務局： 現在, 第7次の保健医療計画のパブコメを実施しており, その中で, 精神疾患について, 県全体の中心となる県連携拠点医療機関の指定と, 7つの各保健医療圏域に, 圏域の連携拠点医療機

関を指定することとしている。同じ考え方で、今回、障害福祉についても、各障害保健福祉圏域で、かかりつけ医と地域連携拠点、県全体の県拠点の連携を取れるような体制、ネットワークを構築していこうと考えている。

情報共有については、現在、広島県地域保健対策協議会のワーキングで検討しており、関係医療機関に横串を通すような情報ツールをつくって、医療機関の連携を図るようなイメージで考えている。まずはパスのような紙ベースのものをつくっていきたいと考えている。

委員： 就労移行について、就労継続A型事業所で就労移行の実績を上げることと、A型事業所等の数を増やしていくことがあると思うが、最近、A型事業者の廃止に伴い、たくさんの障害者が突然仕事を失うという事例が発生している。今、広島県においても福山市等と一緒に指導して経営改善等を進めていると思うが、こうしたA型事業所に関する問題等について、きちんと触れる必要があるのではないか。

もう一点、地域での暮らしにおいて、グループホームの不足が挙げられ、補助金等の優先採択とか、新設や既存の建物の活用などが書かれているが、公的な公営住宅などの活用等が具体的に記載されていない。公営住宅法の改正等があって、公営住宅等も利用できるようになっているが、その辺りについて積極的に記載できないか。

最後に、介護保険法等の改正により、平成30年4月から共生型サービスの導入等があるが、実際に共生型サービスになった時の数値目標の達成等がどのようになるのか。例えば介護事業者などが共生型サービスに入ってきて、数値にも関わるようになった時、どのように福祉計画に反映されるのか。

事務局： まずA型事業所について、見込量等を見ていただくとA型事業所の機能は必要だと思う。いろいろ課題はあるが、一般就労と福祉的な就労をつなぐ機能は、地域としては必要ということで、それぞれの市町でサービス見込量を増やしている。ただ、今のままのA型事業所の姿でいいのかという、ご指摘のとおり課題がある。

今回の事案を踏まえて、自立支援協議会の就労支援部会で検証作業を行う方向で準備している。先般の自立支援協議会で、検証について賛同していただいたが、その際に、検証をしっかりして、再発防止に努め、制度として改めるべき点があれば、制度設計、制度の運用を含めて検証するという御意見をいただいた。その検証ができ上がるまで時間がかかるため、今回の計画には反映できないが、計画とは別の形で検証結果を公表することになる。

共生型サービスについては、訪問系のサービス事業所数だけでいえば、障害の指定事業所数と高齢者の指定事業所数は5倍の差がある。障害が600くらい、高齢者が3,000を超えている。来年度、共生型サービスが始まっても、一気に高齢者のサービスが障害に利用できるようなにはならないが、専門性の部分で折り合いを付けながら、少しずつ増えていくのではないかと考えている。

計画の見込量等への反映だが、共生型サービスがどのように伸びていくのか、まだ見えていない。ただ、市町が在宅サービスを増やしていく際に、障害福祉サービス事業者だけに頼っていくとおそらく供給できない。市町、特に中山間地域においては、共生型サービスをにらんで見込量等を積算していると考えている。

グループホームについては、計画に記載のとおり、優先的に補助金採択するということが、最優先で整備することになっているが、公的な資源の活用については、平成27年に消防法が改正され、市営住宅等の公営住宅の面積が一定以上になると、全ての戸数に消防設備を付けなければならないという事情があって、既存の公営住宅の活用について、住宅部署においても対応が難しい状況になっている。

委員： 28 ページのグループホームのところで、新設や既存の建物の利活用によるサービス量の確保と書かれているが、既存の建物の中には、公営住宅もあり、消防法の問題でいえば民間の住宅と同じだと思う。確かに条件的には厳しくなっているが、計画の中にも書いてあるので、何とか公的な建物も含めて取り組んでいくという姿勢を示せないか。

共生型サービスについて、特に中山間地は、共生型サービスで事業を発展させていくということは当然あると思う。各市町の見込量には、それも一定量見込まれていると理解してよいか。

事務局： 恐らく見込まないと伸びない。

委員： 「権利擁護の推進」のところだが、成年後見制度については書いてあるが、日常生活自立支援事業について全然触れていないので、それについて触れていただきたい。成年後見制度の前に、普通なら日常生活自立支援事業、いわゆる「かけはし」とかが出る。それについて記述がない。

事務局： 日常生活自立支援事業については、県の社会福祉協議会で実施している「かけはし」という事業のことだと思う。高齢者プランの中にも、成年後見制度を普及促進する際に、県は社会福祉協議会と連携してその制度を普及するということが書かれているので、それを参考にして、整理できるものについては、関係課と調整して対応したい。

委員： 日常生活自立支援事業は、県の社会福祉協議会で今実施している、通称「かけはし」という、いわゆる判断能力が十分でない認知症高齢者、あるいは知的の障害のある方、精神に障害がある方が地元の市町社協と県社協と本人とで三者契約で契約をして、日常生活の金銭管理を行うとか、福祉サービスを利用する時の支援援助を一定の手数料をもらって行っている事業になる。

県からも、それに関する事務費や生活支援をする生活支援委員等の養成研修の事業費の支援を受けながら、県と共に実施している事業。これは権利擁護という大きい枠の中で非常に重要な事業である。成年後見制度の一つ手前の制度で、実際、成年後見制度が必要な方のニーズにも対応している状況もあり、広島市を除き県内で約 1,100 件の契約数がある。年々増加していく傾向にあり、地域生活を支援していく上で非常に必要なもので、計画にも記載が必要であると思う。

委員： 資料 1-2 の 36 ページの「人材育成・確保」のところで、県内で相談支援専門員の研修を受講した人数は載っているが、なぜ相談支援専門員の数は不足しているのか。我々が地域生活をするために、相談支援専門員はたくさん必要だと思う。県内の相談支援専門員の人数が何人で、これから何人増やす目標なのか教えてほしい。

事務局： 相談支援従事者の研修については、研修枠も順次拡大してきているが、サービス利用者も増えており、研修を受けた方が相談支援に従事しようとする際に、介護のケアマネージャーと違って基本報酬が低いいため、専任的に相談支援事業所に従事しにくいという構造的な問題がある。県も、国に対し、基本報酬のアップをお願いしている。

また、平成 31 年度に向けて、相談支援の従事者研修の体系が見直されるため、その見直しに的確に対応する中で、相談支援従事者の質向上、量的拡大を図って、セルフプラン等も解消に向けて取り組んでいきたい。

委員： 私も相談はとても大切なことだと思う。特に発達障害児が増えている。親がなかなか受容できない。その人たちに、どのように必要なサービスを届けていくのか。また、在宅の医療的ケア児が放課後で使えるものがないといった課題もある。そうした人たちが必要な支援につないでいくためにも、相談が必要だと思う。大人の障害者に関しても、保護者が 70 歳、80 歳になっても、我が子のことを一生懸命、背中を丸めながら介護しており、今後どうしたら良いのかという状況がある。必要な人に必要なサービスをつないでいけるような相談が非常に必要で、県としても、基本報酬のアップ等について、ぜひ国に対して要望して欲しい。

24 ページの精神障害者の地域移行について、知的障害、発達障害の人も移行できる人は移行している。これから施設に入りたいという人もいて、これ以上移行が難しい状況があるが、24 ページの下から3行目、下から3つ目の○の「精神通院医療費の公費負担の在り方についても、市町と連携して検討する必要がある。」と書いてあるが、これはどのようなことなのか教えてほしい。

事務局： 精神障害者については、精神通院医療費という医療費制度がある。通院に係る自己負担部分については、重度心身障害者医療費と言って、身体と知的の障害者については、県が単独で医療費助成を行っているが、精神の障害者には、自己負担部分の単独助成がない。そのスキームは市町が助成した額の2分の1を県が補助する形になっている。もし仮に身体、知的と同じように精神の障害者にも助成しようと思うと、市町に県と一緒に制度を設けてもらい、市町が援助するという形を取らないといけない。退院しても医療費を受けられるという状態になれば、少しでも退院促進に資するというので、市町と連携して検討するよう課題に記載している。

委員： 16 ページの「障害者の差別解消に向けた取組」について、先日内閣府が差別解消法のアンケートを実施した結果、2割の国民しか差別解消法を知らないという結果だった。最近のニュースには、福島県が県独自で差別解消法の条例を策定するため、来年度から取り組むとのことだ。現在、山形県のほか全国の県・市において、共生社会の実現に向けて、差別解消法の条例づくりに取り組んでいる。

条例の内容は、差別解消を目的にしたものだが、現在、条例策定済が25都道府県、手話の普及開発が13府県、両方あるのが8府県だ。また、広島市も差別解消条例策定の準備に取り掛かるよう聞き及んでいる。

このような全国的な動きの中、広島県の第5期計画には、あいサポート運動について詳細に書いてあるが、条例策定に関してはどのようにお考えか。可能であれば、他県の取組状況を鑑み、今計画の中に条例策定に取り組む旨を書いて欲しい。

事務局： 差別解消法は昭和28年4月に施行され、付帯のところに3年後に見直しを行うとされている。県としては、法律の施行状況を見ながら、いろいろなところで対応していきたいと考えている。全国的には差別を禁止する条例等ができているが、現在、県においては条例を制定するという方針までには至っていない。もし制定することになると、上乘せ条例とか横出しとか、県民の方にどのような義務を課すのか等についても議論をしないとけない。今のところはまだ、法律の施行を円滑にすることに注力していきたい。

会長： まだ様子見ということだが、条例をつくるのがハードルが高いなら、広報、啓発くらいは取り組んで欲しい。2割は少ない。県や市の職員は、対応マニュアルを作ったりして、合理的配慮をしようという意識はあるが、一般の県民や市民の理解がまだ十分ではないと思う。ぜひ、条例をつくるのが大変であれば、啓発ぐらいいは何とかやっていただけると有難い。

委員： 20 ページの「保健医療の充実」の現状の上から3つ目の○の部分で、「障害者支援施設の協力歯科医療機関を設置している施設の割合」が39.0%となっており、これについては、広島県では平成24年頃から努力義務ということだが、この39%は決して高い数字ではないと思うので、「年1回以上定期的に歯科検診をしている施設の割合(28.3%)」と同様、低い状況であるというニュアンスを入れていただければ。例えば、介護福祉施設とか保健施設とかでは、努力義務ということでも90%以上協力歯科医療機関を設置しているということもあるので。

もう一点、課題の下から2つ目の○のところで、「簡易な歯科検診」という文言だが、「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」と同じ記載だと思うが、少し表現が分かりにくい。良い文言を考えて、連絡させていただく。

委員： 相談支援の充実について、サービス利用計画を作る特定相談の数値をあげているが、30 ページのところ、地域生活支援拠点等の整備を各市町に1ヶ所以上というということで、整備に合わせて、基幹相談支援センターの設置促進が書かれているが、基幹相談支援センターの果たす役割がますます大きくなってきている。

広島市も基幹相談が中心となって地域生活支援拠点等を整備する等、各市町で作り方は違うと思うが、市町によっては、自立支援協議会ができているから、基幹相談はもう作らなくてもいいというような話もある。

基幹相談の役割は、非常に大きいと思うが、基幹相談の設置に向けての数値目標が無い。基幹相談をしっかりと位置付けていくことが、今の特定相談の問題の解決や相談機能そのものを高めていくことにつながるのではないかと思う。その辺りについての取組や数値目標について記載があった方がいいのではないか。

事務局： 基幹相談については、全国的に3割くらいしか市町村で設置していない。広島県も5市で13カ所しかない。従前から、県では、国の地域生活支援事業という国庫補助を利用して、基幹相談支援センター、基幹相談を設置してくださいとアナウンスしている。委員の言われるとおりの、地域生活支援拠点等の整備となると、現実的には、基幹相談を持っている法人等に委託して実施するのが一番現実的と思われる。それを市町にもお願いしている。

委員： 地域生活支援拠点の整備について、相談支援機能を強化することは一つの役割だが、障害児の計画の中にも医療ケア児や重症心身障害者の放課後デイとか、その人たちのショートステイ先とか、避難的な役割も担っていくのが地域生活支援拠点だと私たちは思っている。そうした機能を持たせるためには、面的な整備で、今あるネットワーク、モノをつなぐだけではなく、ハコモノの整備も必要なのではないか。それで初めて地域生活支援拠点だと言えると思う。

その地域で一番困っている課題を明確にした上で、それを実現できる機能を持たせるような計画を、県の方もぜひ推進していただきたい。そのための予算確保等についても国等に折衝して、それらが実現できるようになって初めて、皆さんが求めている支援システムができるのではないかと思う。

委員： 地域生活支援拠点の充実のために、必要なニーズを調べて、地域に何が必要かを検討し、面的整備でも足りないところは、しっかりお金を出して整備するという方向でないと進んで行かない。

また、25 ページの地域生活の支援体制の構築について、先ほども言ったが、高齢の親が障害のある子供を抱えて、70歳、80歳になり、自分が育てられなくなって、病気で倒れて、ショートでつないで、何とか介護している、そういう人たちが本当に増えている。高齢化した障害のある方に、これからどのような暮らしの場をつくらなければいけないか。特にこの4月から、重度高齢化のための20人の緩やかなグループホームというものが打ち出されているが、それらについても計画に書いていただけたら、65歳以上の障害福祉サービスの提供については記載があるが、これから先の終の棲家になるサービス等の確保といったことにも触れていただきたい。そういう人たちが、できれば障害基礎年金内で暮らせるような何らかの形が欲しいと思う。

事務局： ご指摘のとおり、平成30年4月から報酬改正があり、グループホームの柔軟な対応とか、ショートステイでも部屋ごとではなくスペースがあれば預かることができるとか、これらを算定に含めるような改正が予定されている。今回の改正を踏まえて、どのように記載できるか検討させていただく。

会 長： 概要版はふりがなが書いてあるが、この概要版のふりがなが付いた言葉の意味が分からない時に、調べるとすれば全体版の用語集しかないので、全体版の用語集の方にもふりがなを付けていただきたい。もし難しければ概要版に用語集を付けていただきたい。利用される方が分かり易いようなページにさせていただくと有難い。

(2) 議題の「計画案に関するパブリックコメントについて」、資料番号2により事務局から説明。

【意見等無し】

※ パブリックコメント等を踏まえた、今後の計画案修正に係る会長と事務局への一任について、出席委員全員から了承された。

【配布資料】

- 資料1-1 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画（案）の概要について
- 資料1-2 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画【計画案】
- 資料1-3 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画【計画案】（概要版）
- 資料2 計画案に関するパブリックコメントの実施について（案）